2　産競法等改正法附則第十条の規定により産競法等改正法第一条の規定による改正後の産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百十三条第一項の認定を受けた同項に規定する創業支援等事業計画とみなされた産競法等改正法第一条の規定による改正前の産業競争力強化法第百十三条第一項に規定する創業支援事業計画は、新租税特別措置法第八十条第二項に規定する認定創業支援等事業計画とみなして、同項の規定を適用する。

3　附則第一条第十三号に定める日から同条第二十一号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第八十条第二項の規定の適用については、同項中「第百二十八条第二項」とあるのは「第百十三条第一項又は第百十四条第一項」と、「第百二十七条第一項又は第百二十八条第一項」とあるのは「第百十三条第一項」と、「第二条第二十六項」とあるのは「第二条第二十二項」とする。

（清酒等に係る酒税の税率の特例に関する経過措置）

第百二十条　別段の定めがあるものを除き、施行日前に課した、又は課すべきであった清酒等（新租税特別措置法第八十七条第一項に規定する清酒等をいう。次項において同じ。）に係る酒税については、なお従前の例による。

2　平成三十二年十月一日から平成三十五年三月三十一日までの間に酒類の製造場から移出される清酒及び果実酒（これらの酒類でその他の発泡性酒類（所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第二項第三号に規定するその他の発泡性酒類をいう。以下この項及び附則第百二十五条において同じ。）に該当するものを除く。以下この項において同じ。）並びに発泡酒（新租税特別措置法第八十七条第一項に規定する発泡酒をいう。以下この項及び附則第百二十五条において同じ。）並びにその他の発泡性酒類に該当する清酒等に係る新租税特別措置法第八十七条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項中「同法第二十三条及び次条」とあるのは清酒及び果実酒にあっては「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第三項及び次条」と、発泡酒及びその他の発泡性酒類に該当する清酒等にあっては「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第二項第一号、第二号又は第四号」と、同項の表中「同条第三号ハ」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十四条の規定により読み替えられる酒税法第三条第三号ハ」とする。

（ビールに係る酒税の税率の特例に関する経過措置）

第百二十一条　別段の定めがあるものを除き、施行日前に課した、又は課すべきであったビールに係る酒税については、なお従前の例による。

2　旧租税特別措置法第八十七条の四第一項に規定するビールの製造免許を受けた者が、当該製造免許を受けた日から五年を経過する日の属する月の末日までの間に酒類の製造場から移出する同項に規定するビールに係る酒税については、なお従前の例による。

3　平成三十二年十月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に酒類の製造場から移出されるビールに係る新租税特別措置法第八十七条の四第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第三項（同条第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「同法第二十三条第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第一項」とする。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百二十二条　第十六条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（以下この条において「新国外送金等調書法」という。）第四条第二項（新国外送金等調書法第四条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定は、平成三十三年一月一日以後に提出すべき新国外送金等調書法第四条第一項に規定する国外送金等調書及び新国外送金等調書法第四条の三第一項に規定する国外証券移管等調書について適用し、同日前に提出すべき第十六条の規定による改正前の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（以下この条において「旧国外送金等調書法」という。）第四条第一項に規定する国外送金等調書及び旧国外送金等調書法第四条の三第一項に規定する国外証券移管等調書については、なお従前の例による。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百二十三条　第十七条の規定による改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第三条第四項の規定は、法人の平成三十二年四月一日以後に開始する事業年度又は連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置）

第百二十四条　施行日から平成三十一年十二月三十一日までの間における第十八条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条及び次条において「新震災特例法」という。）第十七条の二の二第十一項及び第十三項（これらの規定を新震災特例法第十七条の二の二第八項、第十七条の二の三第五項、第十七条の三の二第四項又は第十七条の三の三第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新震災特例法第十七条の二第十一項中「同法第七十条の二又は第百四十四条の二の三に定める順序により法人税法税額控除規定による控除」とあるのは「法人税法税額控除規定による控除（内国法人（同法第二条第三号に規定する内国法人をいい、人格のない社団等で国内に本店又は主たる事務所を有するものを含む。）にあっては、同法第七十条の二に定める順序による法人税法税額控除規定による控除）」と、同条第十三項中「同法第七十条の二又は第百四十四条の二の三」とあるのは「同法第六十六条の七第七項及び第六十六条の九の三第七項並びに法人税法第七十条の二」と、「法人税法税額控除規定に」とあるのは「法人税法税額控除規定による控除（内国法人（同法第二条第三号に規定する内国法人をいい、人格のない社団等で国内に本店又は主たる事務所を有するものを含む。）にあっては、同法第七十条の二に定める順序による法人税法税額控除規定による控除）」と、「租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第六十六条の九の三第四項の規定並びに法人税法税額控除規定に」とあるのは「同法第六十六条の七第七項及び第六十六条の九の三第七項並びに法人税法第七十条の二に定める順序により租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第六十六条の九の三第四項の規定並びに法人税法税額控除規定による控除」とする。

2　新震災特例法第二十二条の二の規定は、法人の平成三十二年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用する。

3　連結法人の連結親法人事業年度が平成三十一年十月一日前に開始した連結事業年度における新震災特例法第二十五条の二第十三項（新震災特例法第二十五条の二の二第八項、第二十五条の二の三第八項、第二十五条の三第五項、第二十五条の三の二第四項又は第二十五条の三の三第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新震災特例法第二十五条の二第十三項第五号中「百分の十・三」とあるのは、「百分の四・四」とする。

4　新震災特例法第三十条の二の規定は、連結親法人の平成三十二年四月一日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用する。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う酒税の特例に関する経過措置）

第百二十五条　平成三十二年十月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に酒類の製造場から移出される清酒及び果実酒（これらの酒類でその他の発泡性酒類に該当するものを除く。以下この条において同じ。）並びに発泡酒並びにその他の発泡性酒類に該当する清酒等（新震災特例法第四十三条の二第一項に規定する清酒等をいう。以下この条において同じ。）に係る新震災特例法第四十三条の二第一項の規定の適用については、同項中「同法第二十三条並びに租税特別措置法第八十七条第一項及び第八十七条の二」とあるのは、清酒及び果実酒にあっては「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第三項並びに租税特別措置法第八十七条第一項及び第八十七条の二」と、発泡酒及びその他の発泡性酒類に該当する清酒等にあっては「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第二項第一号、第二号又は第四号及び租税特別措置法第八十七条第一項」とする。